

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 11 月 16 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700461 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700207 号

第1 結論

請求者のA社における平成 18 年 6 月 15 日の標準賞与額を 15 万 5,000 円とすることが必要である。

平成 18 年 6 月 15 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 47 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 18 年 6 月 15 日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象となる記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「賃金台帳兼所得税源泉徴収簿（賞与）」、B厚生年金基金から提出された請求者に係る「厚生年金保険被保険者賞与支払届」及び「個別賃金台帳兼所得税源泉徴収簿」並びにC健康保険組合から提出された「適用台帳」により、請求者は、平成 18 年 6 月 15 日に同社から、15 万 5,000 円の賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録により、A社の事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成 18 年 * 月 * 日から同年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、年金事務所から提出されたA社における請求者の請求期間に係る「厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 8 月 29 日に届け出られていることから、オンライン記録によると、請求期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の対象となる記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記「賃金台帳兼所得税源泉徴収簿（賞与）」において確認できる賞与額から、15 万 5,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700378 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700206 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 9 月 8 日から昭和 58 年 1 月 1 日まで

A社を法人として設立した昭和 53 年 9 月 8 日から B 社と合併した昭和 58 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。請求期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る閉鎖登記簿謄本及び同社を共同で設立したとする同僚の陳述により、同社は昭和 53 年 9 月 8 日に法人として設立され、請求者が代表取締役として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年 7 月 1 日であり、請求期間当時は適用事業所でなかったことが確認できるところ、同社の事業主であった請求者は、請求期間当時の同社の従業員は、請求者を含む 3 人しかいなかつた旨陳述していることから、同社は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていなかつたことがうかがえる。

また、請求者から昭和 56 年度、昭和 57 年度及び昭和 58 年度分として提出された市民税、県民税特別徴収税額決定通知書の「社会保険・小規模共済掛金控除」欄に金額が記載されているものの、その内訳が記載されていないため、厚生年金保険料が含まれているか否か検証することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。